

## 草加せんべいの普及を促進する条例

平成 27 年 3 月 23 日  
条 例 第 1 3 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、草加を発祥の地とし、地域団体商標の商標登録（商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。）を受けている草加せんべい（以下「草加せんべい」という。）に関する伝統及び産業を守り、次代に継承していくための基本理念及び事業者、市の役割等を明らかにするとともに、草加せんべいの普及を促進し、本市における産業の振興及び地域社会の活性化を図り、もって魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者、市内で活動する者及び市内で草加せんべいに関する事業以外の事業を営む者をいう。
- (2) 事業者 草加せんべいの生産、加工又は流通に関する事業を営む者をいう。

### (基本理念)

第 3 条 草加せんべいに関する伝統及び産業を守り、次代に継承していくための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 草加せんべいは、その伝統的製法が尊重されるとともに、新たな価値及び需要が創造されることにより、その魅力が高められなければならない。
- (2) 事業者は、草加せんべいに関する産業が継続し、及び発展するための取組を通じて地域社会の活性化に貢献しなければならない。
- (3) 市は、草加せんべいに関する情報を国内外に広く発信するとともに、草加せんべいの普及の促進につながる取組について、総合的に推進しなければならない。

### (事業者の役割)

第 4 条 事業者は、草加せんべいの伝統的製法を継承し、草加せんべいの普及及び理解を促進するための取組を主体的に進めるとともに、市民、他の産業及び市と相互に連携し、

及び協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、草加せんべいの普及の促進及び生産の振興のために必要な施策に取り組むよう努めるものとする。

(市民の参画及び協力)

第6条 市民は、草加せんべいが本市の誇るべき伝統的特産品であることを理解し、事業者及び市が行う草加せんべいの普及の促進に関する取組について、積極的に参画し、及び協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好等の尊重)

第7条 事業者、市及び市民は、この条例に規定する取組を推進するに当たっては個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。